

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	奥田克彦
教育長	西原朗	総務課長	奥村英人
防災安全課長	後藤博	税務課長	加藤章司
教育課長	有里弘幸	住民保険課長	臼井誠
福祉健康課長	林賢二	健康づくり担当課長	大塚誠代
上下水道課長	川瀬豊	都市環境課 技術調整監	窪田吉泰
都市環境課長	山田潤	会計室長	松井敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	山田彰紀
議会書記	堀創二郎		

○議長（立川良一君） おはようございます。

いよいよ定例会も一般質問の日を迎えます。

議員になったときに、一般質問というのは議会の華というか、町政をただして、日ごろの町民の声を伝える大変大切な場所であります。

夏休みにいろんな事件が起きました。今の子供たちの孤独感というんですか、寂寥感というんか、なかなか理解ができないところであります。

それでは、ただいまから平成27年第5回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 鈴木浩之君及び5番 安藤浩孝君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（立川良一君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

きょうは1問目がわかりやすい住居表示への変更について、2つ目に危険ブロック塀と防災について、2点について質問させていただきたいと思います。

それではまず、わかりやすい住居表示の変更についてであります。

地名は、人間が言語を使用するようになってから今日まで、土地の特定位置を明示するものとして何らかの意味を有し命名され、伝えられてきました。その命名には自然、歴史、文化、政治、経済などさまざまな要因、複雑かつ多岐な分野にわたっております。

昭和10年の本巢郡誌上巻に「生津の荘の置かれしより、その荘の北のほうになるによれる、名なりと言える」と記載があり、これが北方の地名の起こりとしております。

江戸時代は北方村と呼ばれ、その後明治22年7月1日に北方町、高屋村、柱本村が誕生、その後、昭和30年4月、北方町と生津村が合併、翌年31年9月、蓆田村の一部、芝原、加茂が北方町に編入、これにより現在の北方町の姿となっております。明治22年の市町村制の施行に伴い、当時の町村が合併してより大きな町村域になったときに、それまでの旧村域を大字とし、その当時

までの字を小字と呼ぶようになりました。

小字は地域の自然、人文的要素を多分に含み、これらを表した文化的な痕跡であり、先人たちが工夫、創造してきた北方の文化、歴史、伝統を、それら小字の地名からかいま見ることができます。

本町には、かつて大字が5カ所、小字が242カ所存在していましたが、昭和60年代の土地区画整理事業及びその後の住居表示の変更により、多くは姿を消しました。現在は、自治会名として本町、石町などほか12カ所が残り、公園、橋、道路路線名などに名残として残っております。個々のいにしへの小字地名についての成り立ちは紹介いたしません、どれも往時の人々の生活、伝統、風俗、自然などが凝縮をされ、無形の文化、歴史の遺物であると思います。

さて今日、本町の旧市街の住居表示は、北方町北方1-1番地から3228-70番地まででありまして、自治会としての範囲は森町、戸羽町、大門などほか8自治会を数え、南北約500メートル、東西約1.7キロメートルと広範囲に及んでおります。それらのことから、北方番地で地域を探し出すことが、大ざっぱながら特定することは困難となっております。大変わかりにくい住居表示となっております。

本町には、先ほど述べましたように旧市街地にいにしへの歴史のある町名（小字名）が多数残っております。それらの町名を復活させることにより、わかりやすい住居表示となるのではないのでしょうか。また、町名の成り立ち、歴史を理解することにより、矜持並びに郷土愛を育む上で高い価値が生まれてくると考えます。

執行部のお考えをお聞きいたしたいと思います。

次に、県営住宅跡地の県有地が、商業施設並びに四十数戸の住宅に生まれ変わるということがあります。

大手住宅メーカーならではの住環境、未来のエネルギーを見据えたスマートシティー、北方からの発信が待たれます。

さて、この県営住宅跡地には、来春竣工の本庁舎、既存の図書館、生涯学習センターきらりホール、防災公園など、北方町の未来に向かう新しい息吹が感じ取られるシティーゾーンとなっております。これらゾーン一帯の地名を北方1857番地から、町内外から愛される町名に変更するお考えはありませんか。お聞きをいたしたいと思います。

終わります。

○議長（立川良一君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 改めまして、おはようございます。

私からは、御質問のありました町名地番変更に関する御質問についてお答えします。

初めに旧市街地についてですが、町名地番を変更する際には、まず住民の皆様の合意を得る必要があります。具体的には、当該地区の住民は運転免許証やパスポート、通帳、クレジットカード、各種保険関係などの届け出している住所を全て変更しなければならず、それにかかる時間や費用も含め、多大な影響を及ぼすこととなります。また、住所が変わることで、日常生活におい

て不便を感じる人も少なくありません。こうしたことから、現実的には住民からの積極的な支援をいただくには、相当な困難を伴うことが予想されます。

卑近な例では、加茂土地区画整理組合事業に伴う町名地番変更がありました。区画整理地区外で住民の合意が得られず、旧加茂地番がそのまま残った事例がその典型であります。

町としましても、町名地番変更をすれば、それに伴い、登記の変更を初め管理している業務データの書きかえ、変更箇所の看板やサイン表示の修正など、町名地番変更に対するための業務は非常に煩雑であり、要する時間も膨大と考えられます。

このような事情により、町名地番を変更することは、現段階では非常に厳しい環境にあると考えております。

なお、今後は、土地区画整理事業等の面整備事業を行っていない地域の地籍調査を行っていく必要がありますので、経費の削減や事業の効率化という観点から、そのタイミングで住民の要望などを勘案し、町名地番変更を検討してまいりたいと考えております。

また、新庁舎一帯の町名地番変更につきましても、適切な御提案をいただきました。議員も御指摘のように、来春の庁舎移転の時期にあわせて変更することが理想的でございます。しかし、申しあげましたように、変更を行うには幾つかの経路を経なければならず、時間的な問題もございます。新庁舎を中心とした地域は、今後の北方町の中心として本町の重要な地域となります。新生北方町にふさわしく、また、歴史、文化を踏まえた愛着のある地域名を選択することの重要性を鑑み、今後の検討課題とさせていただきますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今、わかりやすい地名変更2点について御答弁いただいたわけですが、日本全国、今あちらこちらで地名変更が行われております。県名変更では、ついせんだってテレビでやっておりましたが、滋賀県の近江県、それから、これはしゃれかジョークかわかりませんが、香川県がうどん県ですとか、今盛んに話題になっておりますが、どれもこれも町名変更がほとんどでありまして、行政区名の変更というのが、合併だとかいうこと以外はほとんど見当たらないということなんです。

区や市と比較して、町名変更は住人の数が少な目のことから、今もおっしゃったと思いますが、同意が得られやすいということで、町名変更は盛んに今全国で行われておるといことですね。それからまた自治体の自由度というんですか、それが認められていることや、それからちょっと法律的には、50人以上の署名・捺印で請求ができるというようなことも出ております。それがあること、ことし、もう既にこの4月現在で、全国で55件の地名変更がなされてきております。金沢市一部地区では、旧の幕藩時代の昔の古い町名をぜひ復活させようという運動がかなり大きな運動になりまして、今古い町名の復活がなされたということも金沢では聞いております。

一方、新しい地域、例えば今回のハイタウンの長谷川団地の跡地、新しい地域なんです、そういう地域では今、由緒ある歴史、文化、それから自然、花や木ですね、それからまた、その

地域に新しく取り込まれたランドマーク、これは大きなショッピングモールとかいろんなものがあると思いますが、そういったランドマークを取り込むなど、多種に今、町名変更がわたっております。

少し調べてきましたら、愛媛県今治市にクリエイティブヒルズという、非常に片仮名の横文字の字がございます。クリエイティブですから、創造だとか未来だとか、そういった未来志向に向かうような名前ができております。例えば、住民の皆さんが名刺をつくるときに、今治市クリエイティブヒルズ1丁目1番地なんか話題にもなりますし、ネタになりそうな町名が出ております。それから、千葉県佐倉市、先日もきらりのほうで歴史の講演会がありましたが、その折に、安藤伊賀守守就の子孫の伊賀さんがおいでになったんですが、この方が千葉県佐倉市の出身なんですが、そこにできた町名が西ユーカリが丘6丁目、7丁目というのが出ております。ユーカリと申しますと、これはコアラが大好きな木でありますので、コアラが住人かいなというような、そんな想像もしてしまいますが、斬新な名前が、ユーカリが丘というのができておりますし、それから山形県上山市はみはらしの丘という、名前を聞いておるだけで、何か、青い空とそれから白い雲が、何かイメージが浮かぶような、そんな見晴らしのいい丘の名前がつけておられます。1回行ってみたいなあと思いますけど。そういったまちができておりますし、それから埼玉県三郷市、ここは、ららシティという、これはさっき言ったランドマークになる、そういった地名も使っておられるのではないかなと思っています。身近なところでは、岐阜県的美濃加茂市、ここはことしの3月ですか、2015年3月にあじさいヶ丘1丁目から3丁目という新しい町が誕生されております。なぜ、あじさいヶ丘かということをお聞きしましたら、美濃加茂市が市の花がアジサイだからということで、あじさいヶ丘という新しい町名を今つくられたということをお聞きしております。

そういうようなことから、先ほど申しました旧市街区の金沢の例もありますので、旧の字名、小字名、町名の復活や、それからまた最後に今度の本庁舎に向けて、低炭素社会へ向けてのスマートシティ、はっきり、今度の大手の建設会社はスマートシティという名前をはっきり出ておりますね。きのうも団地を回りましたら、スマートシティ建設のための工事が始まるというような張り紙がしてありましたので、そういったこの本庁舎並びにその一帯ゾーンを未来に向かう新しい、先ほど申しました息吹が感じ取られる町名変更をぜひお願いしたいと思うんですが。

今ちょっと羅列しましたが、このあたりを今お聞きになったと思いますが、そのあたりはどうですか。再質問です。

○議長（立川良一君） 奥村君。

○総務課長（奥村英人君） 町名地番変更につきましては、先ほど申しましたとおり、旧市街地については今のところ地籍調査にあわせてやっていきたいなという思いを持っております。

また、新庁舎の一帯につきましては、これは議員御提案いただきました庁舎の開庁までに何とか努力を重ねていきたいというような思いがありますので、また町名地番変更等につきましては議会承認も要りますので、議員の皆様方に御相談をしながら進めてまいりたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、ぜひよろしくお願ひしたいということで、2つ目の質問に行きたいと思ひます。

2つ目の質問は、危険ブロック塀と防災についてであります。

世界有数の地震国日本は、地震列島とも呼ばれるように、これまで日本全国が地震による大きな被害を受けてきました。そうした数々の災害の中からハード、ソフト両面においてさまざまな防災対策が今日まで講じられてきております。

その一つとして、危険な建物には国の施策として耐震改修が進められ、インフラのガス、水道など地下埋設管には、耐震管の入れかえが進められております。

そうした中、地震対策への十分な対応が進んでいない一つに危険ブロック塀の問題があります。過去の災害で、ブロック塀の倒壊による通行人の死傷者が多数発生をしており、また倒壊した塀が避難所に向かう避難路を塞ぎ、人や物資輸送車もとめてしまい、救助活動も阻害するおそれがあります。

ブロック塀は本来、建築基準法に定められた工事をしなければなりません。しかし、現状は基準を満たしていない危険なブロック塀が多いのが事実であります。本町の至るところで見られるブロック塀の中に、風化が目立ち、笠木が壊れていたり、鉄筋が露出しているものやひび割れ、亀裂、中には傾いていたり、塀を押すとぐらつくものも少なく見られております。そういったブロック塀は高い確率で倒壊の危険性があり、一刻も早く点検をし、改修することが減災への一歩と考えます。

ブロック塀の単独の耐震対策として、危険なブロック塀を撤去または安全な塀への改修を行う所有者などに対し、費用の一部の補助の考えはありませんか。

また、生け垣づくり奨励補助金、今年度も10万円ほど計上されていますが、そのあたりの考えもあわせてお聞きしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の危険ブロック塀と防災についてお答えしたいと思います。

現在、地震対策をする上で最も重要視されているのは、住宅の耐震化と家具の転倒防止であります。これは、阪神・淡路大震災において、家具の倒壊や転倒による犠牲者が大半を占めたことを受け、自助の取り組みとして推進されている対策であります。

北方町においても、昨年度から始めました自主防災訓練づくり支援事業のテーマである「自分たちの命は自分たちで守る」に合致し、災害に強いまちにつながるものとして、住民の皆さんに啓発しているところであります。

耐震化及び転倒防止の啓発の中で、ブロック塀や門柱の倒壊防止対策についてもうたっては

りますが、今後は北方町地域防災計画にも基づき、ブロック塀などの倒壊防止について、広報紙やホームページなどにより啓発を実施してまいりたいと思います。

議員お尋ねのブロック塀の耐震対策に対する費用補助についてであります。

本町の生け垣づくり奨励補助金は、緑豊かな住みよい生活環境を創造し、災害による危険なブロック塀などの倒壊被害を防止するため、生け垣づくりを行う方に対して補助金を交付するというものです。したがって、生け垣づくりを行うに当たり、ブロック塀などを除去された場合についてのみ、その対象となるものであります。この制度については、公園都市を目指す当町にとって、危険ブロック塀などの除去にあわせ緑化も進めていくことができるため、より多くの方に活用いただきたいと考えております。しかしながら、昨今、平成20年度以降は、昨年度に1件という利用状況です。

今後は、この制度の促進を図るとともに、新陳代謝を繰り返す時代に合わせた内容あるものにするための検討をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、ブロック塀の危険性並びに生け垣づくりの奨励補助金の2点について御答弁いただいたわけですが、どうですかね、危険性の高いブロック塀というのは町内にはあるんでしょうかね。そういった御認識はありませんか。お聞きします。

○議長（立川良一君） 後藤君。

○防災安全課長（後藤 博君） 昨年度、今年度と町民対話集会の中でも、各自治会の中で避難計画を確認する際に、高いブロック塀があるなどのお話を聞いておりますので、町内各所に現在危険なブロック塀などがあるのかなという認識はあります。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） となると、当然そういったものが北方町の住宅地図なりそういったものにチェックされて、しっかり当家の持ち主に対する御指摘というか御指導というか、そういったことは今後やられる予定はございませんか。お聞きします。

○議長（立川良一君） 後藤君。

○防災安全課長（後藤 博君） 現在のところ、住宅地図等に落としての位置までは住民の方からはお聞きしていない状況にあります。自治会単位で今現在行っておりますDIGであるとかの災害訓練の中でお話を聞いておる部分については、今後把握に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） しっかり御指摘、御指導を今後確認できましたところからお願いをしてほしいなあということを思っております。

生け垣づくり奨励補助金の条例ですね、これは昭和61年4月1日に施行されておるわけですが、既に30年以上今経過をしております。これの趣旨の第1条に、緑豊かな住みよい生活環境を創造し、災害による危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、生け垣づくり

を行う者に対して補助金を交付するものとしておるわけではありますが、対してこれは住環境、そして防災・減災の先駆けの条例として、本当に高く評価するものだと思っています。30年前によくこういった条例をつくっていただいたなということを含めて感じておるわけでございます。特に昨今、阪神・淡路大震災、そして忌まわしい大変多くの犠牲を払った3・11東日本大震災、こういった教訓を私たちは忘れるわけにはいかないと思うんですが、そういったことで、このブロック塀の危険性が改めてクローズアップを今されておるわけでございますが、先ほど御答弁の中で、せっかくこういった補助金の条例があるのにもかかわらず、昨年1件だけだという活用しかないということでございますが、過去をさかのぼっても、ほとんど使われていない状況だというふうに思っております。

防災課もできましたので、これからぜひ広報「きたがた」、それから、ありとあらゆる機会を通じて、こういった制度で、危険なブロック塀からこういった緑豊かな生け垣づくりにしていただいて、ぜひ安心・安全なまちづくりに努めていただきたいということを考えまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（立川良一君） 次に、安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） それでは早速、一般質問をさせていただきます。

北方町子どもサミットについて。

子どもサミットはことしで7回目を迎え、8月5日にきらりホールで開催されましたが、今回は糧塾メンバーの代表27人だけではなく、一般の小・中学生の多くの参加があり、1階の客席はほぼ満員となり、盛況のうちに終了しました。しかしながら、各学校の発表は、月末の子どもサミットの日に行われる挨拶運動とごみ拾い活動の結果と反省に終始し、この数年間何も変わらない光景であり、また全体討議「課題と今後の充実に向けて」においてもほとんどが、大人も子供も賛美の意見ばかりで課題を示す意見がなく、違和感がありました。

そこで登校時のごみ拾い活動における現状として、ごみ袋を持っているのは小学4年生までぐらいで、特に1、2年生は熱心に取り組んでいます。先行者がごみを拾うと、後からの子供はそんなに落ちていないので、ごみを探して車道との境界付近に入ったりして危険であり、いつ交通事故が起きてもし思慮でない状況で、活動の見直しが求められると考えます。また、挨拶運動にしても小学5年生までぐらいで、中学生は進んで自分からほとんどせず、黙礼だけの生徒も多い現状です。

これらのことから、いつまでもごみ拾い活動と当たり前の挨拶運動ばかり討論することではなく、子どもサミット宣言のほかの項目についても取り組み状況を発表して、幅広い人間形成の場として発展していければと考えます。

来年度からは「きれいな町」「うれしいことばがとびかう町」から卒業して、ほかの「楽しい町」「頑張る町」「助け合いの町」「地域伝統の町」「よき交通マナーの町」の中からテーマを選んで子どもサミットを開催していただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員におかれましては、北方町を安心・安全に暮らせる町にしようと御尽力いただきましてありがとうございます。とりわけ、子供たちの交通安全対策に継続しての取り組みには感謝を申し上げます。

さて、議員御指摘の、8月に行われた子どもサミット会議は例年にも増して、私は中身が充実していたと思います。こうやって新聞にも取り上げていただきましたけれども、議員は話の中に違和感があるとおっしゃいましたが、教育委員会には、子供たちの頑張りやそれを応援している先生方や、支えてくださっている周りの方々への賛美の声が多く寄せられました。その声をまとめますと以下のようなようです。

オープニングの中学校の合唱の歌声がすばらしかった。

例年とは違って、これは安藤議員もおっしゃったんですが、小・中学生が多く参加していて、代表者の子供だけに任せるのではなくて、自分たちのこととして捉えていた。

発表内容もそれぞれに創意工夫があり、わかりやすい発表であった。

最後に子供たちが、私の決意としてあしたからの実践目標を発表しましたが、挨拶とか掃除だけにとらわれずに、その他の項目への広がりを感じました。

それから、中学生のOBである高校生や大学生までも出席をしてくれて、後輩にエールを送っていました。次世代のリーダーにバトンがきちんと受け継がれていることがよくわかった。

それから、発表後の意見感想を言う場面があったんですが、多くの子供たちが、あれはサクラではなくて、みずから手を挙げて発表していました。その積極性に感心したという声を聞いております。

などなど、手前みそで恐縮ですが、7年間の成果のあらわれの一端ではなかったかと思っています。

いずれにしても、子供たちが決めました子どもサミット宣言は、子供たちが自分たちの住む町を自分たちでよりよい町にしていこうという自主的な活動です。これからも、子供たちのこの自主的な活動を、学校を初めとして家庭でも地域でも支え応援していきながら、私たちが目指している人間都市・北方町に少しでも近づけていけたらと思っています。

議員におかれましても、これからも人間都市を担っていく子供たちへの応援を引き続きよろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 私も、最初から最後までしっかり見させてもらって、いい部分はいい部分として非常に感動いたしましたけど、それでは、ごみ拾い活動の見直しについてですけど、今現在、町道3号線の改良工事中で歩道が狭くなっておって危険きわまりない状況で、もし事故が発生したとしても、ごみ拾い活動を現状のままでいくのか、教えてください。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 安藤議員がおっしゃるように、大変危険なところを拾っている場面を僕も見たことがありますので、これについては学校に十分子供たちに注意するように呼びかけをし

たいと思います。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 僕が聞いているのは、もし事故が起きたらどうするのかということを知っています。現状のままでいくのかどうか。

事故が発生するまで現状のままでいくということで、もし発生しても現状のままでいくかどうかはまだ考えていないということですか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 十分に注意して活動するようというふうにしたいと思います。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） それでは現場、特に町道3号線ですけど、小学校1年生の子が車道に乗り出して、頭をこうやって車道へ出しているんですよ。そこへ車がぼーんと来たら、ちょっとやそっとのけがでは済まないですよ。

その辺は提案ですけど、町道3号線は特に車道へ出てやらないということを徹底するとか、そういうことをきちっとやっばり指導していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（立川良一君） 次に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） では、一般質問をいたします。

2014年6月に成立した医療・介護総合法について質問いたします。

2000年に介護保険法が成立をして、今度6回目の介護保険計画になりますが、その辺についてまずお話をしたいと思います。

戦後、団塊世代が2025年には75歳になります。国は、住みなれた地域で医療や介護などが受けられるよう、地域包括ケア体制を推進すると言いながら、国民の安心して暮らしたいという願いは裏切られています。訪問介護や通所介護を介護保険から外し、市町村でやることになります。

この北方町は今、介護保険などは広域でやっているわけですが、この広域でやるのか、あるいは町でやるのかということについてお話をさせていただきたいと思います。

それで、とてもそういうことをきちっとしてもらわないと、高齢者は大変心配なわけでありませぬ。

全国では、15年度から始めたののわずか6%で、114自治体、約7割が17年度実施の予定とのことであり、そのことについて国では、専門職が足りないので、ボランティアや民生委員の多くは高齢者の孤立死を防ぐなどの、民生委員は役割になっているわけですね。そういう人たちが、こういった医療介護や、そういった方向に回されるというのは、とても大変ではないかと思っています。それらの人たちが新事業の担い手にすることはできないのではないかと私は思います。

さて、介護保険税の財源は、公費と介護保険料で5割ずつです。

65歳以上の人たちが納める1号保険料の割合は、高齢者人口の増などによって21%から22%に

なり、40から64歳までの2号保険料は29%から28%へ下がります。しかし、全国平均では1割アップが見込まれています。

もとす広域では、5次より第6次では、これは介護保険料ですが、856円上がりました。月平均18%アップになります。広域に聞いたところ、北方町は介護保険の未納の場合は督促状を出すそうではありますが、2年間音沙汰なしで何もなかった事例は464件、年300万円不納欠損で落とすそうであります。

なぜこうした介護保険料が高いのか。

今年度、第1段階では、生活保護世帯などでは0.05下がって年3万500円です。第5段階の基準額では年6万7,800円になります。5期に比べて1万300円も値上がりします。利用の不足分をなくし、個人所得160万円以上、年金収入280万以上の人に2割の利用料金を課したわけではありますが、私は広域の議員でありませんので、町のことなので、これは質問したいと思います。

保険料は大幅に引き上がる、利用料も上がる人もあります。これでは高齢者は大変だと思えますが、まず第6期の介護保険料も大幅に上がるし、北方町の不納欠損は年300万あるということですので、町の一般会計から少しでも出してはどうかということでもあります。

そして2番目の問題は、保険の給付から外れている要支援度1、2、広域でやるのか、北方町でやるのか、まだ決まらないそうではありますが、それをどうするのか。それから介護度の、介護施設では要介護の3以上しか2015年の4月からは入れないわけですが、その1、2をどうするのかということは大変な問題だと思います。そして町として、こういった保険法ができて、17年度までにどうするのかということをお尋ねします。

こうして、一番下に書いてありますが、広域で地域包括支援センターが瑞穂と本巣と北方町にそれぞれ3カ所ありますが、この中で広域の介護保険課で、その2市1町をまとめているのがこういう状態になっているそうでもありますので、本当に大変な数になると、今現在そうですが、この辺についてどういうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） それでは私のほうからは、医療・介護総合確保推進法に関する質問についてお答えをしたいと思います。

最初に、介護保険料の不納欠損額の町の一般会計からの繰り出しについてのお答えをいたしたいと思います。

介護保険料は、もとす広域連合で第6期介護保険事業計画が策定され、第6期の保険料は第5期に比べ、基準額である第5段階の階層で、本年4月より月額4,794円から5,650円に改定されました。厚生労働省からは、今後も保険料の上昇が見込まれ、10年後には8,000円台になるとの推計が発表をされたところでございます。

そのような中で、介護保険料の不納額については、もとす広域連合が賦課後2年間時効の中断がない賦課額について、介護保険法の規定に基づき不納欠損処理をしておりますが、この額も年々増加をしております。

なお、滞納があると、滞納期間に応じて利用者負担の引き上げや、高額介護サービス費を受けられないなどのペナルティーが課せられることとなります。

さて、介護保険料の費用負担については、議員御存じのように公費負担分と、40歳以上65歳未満の第2被保険者、65歳以上の第1被保険者からの介護保険料で賄われております。こうした幅広い世代が負担している保険料でございますので、支払うことができずに不納欠損される保険料について、公平性や受益者負担の原則から、また構成する2市1町の中で北方町のみが一般会計から補填することは考えておりません。

なお、低所得者への保険料については、公費負担により軽減措置がとられております。今後も消費増税に合わせて軽減強化が図られることとなっておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、要支援1と2、要介護1と2についての町での対応についてお答えをさせていただきます。

介護保険法の改正により、国から、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業を市町村が平成29年度末までに実施するように示されました。

また、平成27年4月1日からは、在宅での生活が困難な要介護者の支援が強化され、特別養護老人ホームへの新規入居者は、原則要介護3以上になりました。従前は利用できていた要介護1と2の方については、介護老人保健施設への入所が従来どおり利用できますので、入所基準が今回変更されたことによる大きな混乱とか苦情については、今のところ聞いておりません。

次に、総合事業の実施時期についてでございます。

平成28年度から実施できるように、現在準備を進めているところでございます。総合事業が開始されますと、訪問介護サービス、通所介護サービス、いわゆるヘルパーとデイサービスについての要支援1と2の方は利用ができなくなりますが、総合事業が開始されても、現在利用をされている方については、このままみなし指定され、引き続き利用することができます。しかし、総合事業が開始後、新規で要支援1と2に認定をされた方については訪問介護サービス、通所介護サービスが利用できませんので、デイサービスではなく、引き続き利用できるデイケア施設というものがございますけれども、こちらのほうとか、例えばきりり北方クラブなどの運動教室への紹介をするなど、新たな介護予防事業の検討を現在しているところでございます。また、ヘルパーの利用を希望される方についても、新たな事業を検討していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

総合事業については、町の事業となりますので、2市1町で連携を図りながら、北方町独自で事業を推進していくこととなります。

また、こうしたサービスを将来にわたって提供するに当たり、人材育成は必要でありますので、見守りボランティアの養成講座を初めとする地域ボランティアの育成についても推進をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

町では、今議会で補正予算に計上をさせていただきました生活支援コーディネーターの配置や、

多様なサービスの提供を検討する協議会を立ち上げ、サービス向上に向けて実施する具体策を検討してまいります。

住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、総合事業に合わせて実施するように示されました医療、介護、予防、生活支援が一体となって提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、しいては町が掲げる安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今答弁ありましたけど、ヘルパーとデイサービスは、今利用されている人は利用できるけれども、新しくはできないということで、デイケアとかそういうところに行ったほうが良いと言われたんですけど、そういうところに行ける場所があるのかどうか。そういうことだったら、やっぱり広報できちんとお知らせをしていくべきだと思うし、すごく心配なわけですね、これから高齢者がふえていく中で、どんどん国はそういう形で削って行ってしまって、一体私たちというか老人の、要支援の1、2とか要介護の2までは入れないわけですので、もう老人がうようよしてくるのではないかとすごく心配してくるんですけど、それについてはどうですかね。お願いします。

○議長（立川良一君） 林君。

○福祉健康課長（林 賢二君） 我々も心配をしておるところでございますけれども、まずデイケアというのはもともと、今も既存の施設がございまして、デイサービスとサービス内容については若干は異なるんですが、同じように運動機能向上とか栄養改善とかの、そういう指導ができる施設でございまして、利用者負担についても、若干は高くなりますけれどもほぼ、その選択するサービスについては同じ単価で実施ができるということで、今のところこういうところの施設に、どうしても必要な方については御案内をしていくわけでございますけれども、問題は、先ほども申しましたように、介護保険というのは10年後には8,000円になるということで、もう本当に、老人もふえますけれども、その費用も膨大になってまいります。

そういうところでありますので、何とか病気にならないように、まずその前に何とかしたいというのが今回の総合事業でございますので、介護予防というところに今後力を入れて行って、介護保険を使わないで地域で生活をしていく、最終的には地域包括ケアシステムの構築というのが非常に大事であるというふうに考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） まあ、いいです。

次は、新庁舎の跡地利用についてであります。新庁舎の跡地利用について過去に質問いたしました。そのときはまだ検討していないという答弁がありました。

来春には新庁舎が完成します。旧庁舎は耐震をしているので、まだ十数年はもつと私は考えています。

室戸町長は、平和問題に関しては熱心に取り組まれています。庁舎の右側の入り口や、非核自

治体宣言などもあちこちに掲げられています。ことしもまた平和祈念式典には湖西市長の講演もありました。また、中学3年生の修学旅行には長崎へ行き、その話もありました。

私ごとになりますが、滋賀県旧愛東町に1回、もう1回は合併して東近江を訪ねました。滋賀県平和祈念館に行き、そこには県内にお住まいの方の遺族から遺品3万点が寄せられ、その何分の1ずつを展示しているとのことでもあります。催しとしては、有名人を呼んでの講演会、映画、例えば「父と暮らせば」「武器よさらば」など毎月1回、昭和1桁生まれの方に依頼をし、戦争体験を聞く、夏休み子供向け体験学習イベントは年8回、「平和の学校・あかり」ピーススクール生などがあります。

戦後70年、殺し殺されずに来た日本です。例えば、北方の町立図書館に入って左側にいろんな催しがありますが、狭く窮屈な感じが私はいたします。もう少しゆったりとしたところで、いろいろなものをゆっくり見る、そのためには庁舎跡をぜひ利用していただきたいと思いますが、どうですかね。お願いします。

○議長（立川良一君） 後藤防災安全課長。

○防災安全課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の跡地利用についてお答えしたいと思います。

現庁舎は、平成22年度に耐震補強を実施済みであり、役場機能が新庁舎へ移った後も十分に活用できる施設として、その利用方法を検討しておるところであります。

今回、議員より平和資料館として活用してはどうかとの御提案をいただきました。

北方町は平成23年度の非核平和都市宣言後、毎年夏には平和祈念講演会を開催するなど、恒久平和と核のない世界をつくるための啓発活動に取り組んでおり、議員御提案の平和資料館はその一翼を担うものと考えられます。しかしながら、さまざまな資料などの常設展示をするに当たっては、現庁舎の施設改修や、管理運営などの人員を配置する必要もあると考えるところであります。また、政策審議会からは、地域包括支援センターを移動してはどうかという意見や、高齢者と児童、もしくはその母親との交流の場となる多世代交流施設として利用してはどうかという意見もいただいております。

今回の御提案を含め、さまざまな利活用方法を視野に入れ、改修費や運営費などの財政的な負担や、民間からの提案などを検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくご願いたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） いまだに検討しておるということではありますが、もうすぐ迫っているわけですので、庁舎に移るということは、やっぱりあきにするのもいいかもしれませんが、あきにしないで移していくということが大事だと思います。

読んでみると、地域包括支援センターを、あそこは狭いのでこっちへ持ってくる、庁舎の跡地に持ってくるとかいう話も出ていましたけれども、やっぱり3階まであるんですから、平和祈念館とかそういうものも持ってきて、町民の公民館ホールとか、ああいうところにそういう形で持

ってくるべきではないかと思えます。

やっぱり、何でそういうことを言うかといひますと、町議選がありますから回っていると、耐震やったのに何であそこへ移るんかという意見がすごくあるわけですよ。そういうことも考えて、この庁舎はもつわけですから、耐震やっているわけですので、そういうことも考えて、ぜひ早目に決めてほしいと思えます。

次は3番目のところに入りますが、これは直近の問題ですが、大阪府の寝屋川市の中学1年生の男子・女子の殺害事件は、本当にびっくりいたしました、なぜこんなことになってしまったのでしょうか。

深夜、翌朝まで徘徊して事件に巻き込まれ、亡くなった同級生などは、この殺された人、男子と女子ですね、こういう人たちに対しては、普通の子だったとほかの子供たちが言っているわけですが、中1の男児が駅前に放置した自転車には、お母さんが書いたと思われませんが、「おねがいやから ママとこ帰ってきて」との母親が書いたであろう置き書きがあったそうであります。

こういった背景には、社会的要因や今の経済状況などが映し出されていると思えます。経済的な困難を抱えたシングルマザーなどがふえており、子供にかかわる時間が持てない母親などは、我が子と接する時間が欲しいのはやまやまなのです。しかし、それができなければ、子供たちは家庭に居場所がなくなり、夜中、深夜にまちをさまようことになります。

この徘徊のことについては朝日新聞に載っていましたが、私は数年前、電話がかかり、これは北方町のことで、アピタの南口のほうへ夜中に車で見に行っていたことがあります。男女がそのときは五、六人とぐるを巻いて、怖くて声もかけられないで、そのまま帰ってきた記憶があります。

そして警察庁の調べでは、2014年に補導されている子供のうち、全国平均で深夜徘徊は58.8%、大阪では69.4%ということであります。

この北方町においては大きな事件はないように思われますが、教育の現場や社会での取り組み、子供たちを守るためにどんなことを今まで教育委員会としてされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずもって日比議員におかれましては、いつも教育現場に寄り添って、子供たちのこと、そして子育て真っ最中の保護者のこと、そして子供たちのことを何よりも大切に頑張っている超多忙な先生方のことを気にかけてくださりましてありがとうございました。この場をかりてお礼を申し上げたいと思えます。

さて、議員御指摘のように、8月に起きた大阪府寝屋川市での中学生殺害遺棄事件は、本当に心が痛みます。いつ誰がどこで犯罪や事件に巻き込まれるかわからないというおそれを抱かざるを得ないことは、とても悲しいことです。加害者のこともさることながら、深夜に出歩く子供たちのモラルの低さ、親の責任、そして家族のありようなど、多くの問題を抱えていると思えます。

議員、これをごらんください。

ちょっと小さいですが、これは、4月に実施した全国学力・学習状況調査の中で、中学校3年生に質問した項目の一部を示したグラフです。

「地域の行事に参加をしていますか」という項目と「地域や社会への貢献意欲はありますか」という問いに対して、北方町の中学生は珍しく、全国よりも、そして岐阜県よりも上回り、肯定的な回答がされました。これは、各自治会や地域での活動に、中学生や小学生をうまく位置づけて活躍させてくださっていることや、毎月の月末に行われている子どもサミット活動に協力をいただき、励ましてくださっていることで、中学生がやりがいとか働きがいを感じていることのあるわかれだと思います。例年、今度行われる町民運動会にボランティアとして中学生が100名ほど参加をしてくれているのを見るとわかると思います。

今後も引き続き、地域での小・中学生とのかかわりをふやしていき、地域ぐるみで見守り、支え、応援をしていき、子供たちに声をかけていただき、地域の子供たちとの関係づくりを大切にしていくことが、今回のような悲しい事件への未然防止につながると思います。

もちろん学校では、夏休みなどの長期の休みの前や時期を捉えて、自分の命を守ることや、事件、事故に巻き込まれることがないよう危険を予測することの大切さ、そして危険を回避するための指導を行っていきます。これからも引き続き、学校としてでき得る指導はやっていこうと思っています。

また、各学校のPTAでは、親子の触れ合いやしつけ、モラルについて互いに学び合う家庭教育学級や、互いに悩みを話すことができるようなサロンのような活動を実施しています。本年度は10月28日に小・中学校合同の家庭教育学級として、外部から講師を招き、しつけやモラル、親としてのかかわり方について学ぶ教室を計画しています。また、教育委員会の前にも置いてあるんですが、北方南小学校では、家庭での触れ合いのきっかけづくりや温かい雰囲気づくりに役立つよう、PTAが主体となって、子供たちから「かけられてうれしいことば」を募集してつくった日めくりカレンダーを全会員に配付しております。

このように北方町のPTAは、家庭の教育力の向上や温かい親子関係づくりに取り組む活動に進んで取り組んでおります。ぜひ、議員を初めとして地域ぐるみでこれからも未来の使者である子供たちや、そしてその保護者の方々を応援し、支えていただけたらと思います。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけれども、私の質問したこととちょっと違うような気がします。もうやっていることはわかるんですね、そういうことを一生懸命やっている。だけど、ごみ当番なんかで立っておっても、おはようとか行ってらっしゃいとか言うんやけれども、なかなか返ってこないということもあるんですけど、それはごく一部かもしれないと思います。

それで、例えばですよ、去年の運動会でも警察が来る、パトカーがすぐ来たりするんですけど、学校としてはすぐ警察へ電話するのか、子供たちが何かあったときにね。どういうふうにするのか、その辺がなっているのかということ、もうしょっちゅう来ておるとい話をするので、ちょっと心配なわ

けです。それと、大空教室があるということで、この間、36人だったですか、不登校がいるということで、それで大空に行っておって、ちょっと調べたら二、三人しか来ていないわけですよ。そしてあと、例えば30人ぐらいは家にいるのか、どこかにいるということになるのではないかと思うんですよ。

そういう、本当のごく一部かもしれないけど、何しろ小・中学校は義務教育だもんで、そこまではきちっと育てて、私は後は高校に行くなり、あるいは就職するなりすればいいと思うんですけど、やっぱりそういう警察へすぐじゃなくて、一生懸命先生たちがやってみて、だめやったら警察という手もあるかも、パトカーという手もあるかもしれないけど、何かそういうのがすごく教育というのに配慮が足りないのかなあってちょっと思ったりしますが、どうですかね。

○議長（立川良一君） 教育長。

○教育長（西原 朗君） ちょっとパトカーの話はよくわかりませんが、先生方は本当に、先ほどお話ししたように、不登校の子供に対しても日ごろから声をかけたり、家庭訪問しております。

地域ぐるみでということもございますので、ぜひ日比議員も含めて、みんなで子供たちを育てていきたいというふうに思いますので、御協力をよろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） いいです。

終わります。

○議長（立川良一君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

次に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問したいと思います。

まず1点目、代読・代筆支援の充実についてお伺いいたします。

近年、高齢化の進展に伴い、視覚障害者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支援がある人への支援の必要性が訴えられています。

日常生活を送る上で、読むことと自己の意思をあらわすための書くことは必要不可欠の行為と言えます。しかし、視覚障害者や視力が低下した人や高齢者などには、これが十分に保障されているとは言えない状況にあります。

こういった読み書きに支障のある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となります。そこで必要となるのが、目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充実です。

例えば、金融機関や自治体の役所から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書

類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。また、東日本大震災では多くの被災者が避難生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等がみずから読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救援物資を受け取れなかった高齢者や障害者がいたとの指摘もあります。あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得て、発信することは極めて重要と言えます。

これまで、NPOなどを中心に目の不自由な人への代読・代筆支援を訴えるなど、読み書き支援に関する取り組みが進められてきています。そうした中、東京都品川区では、平成23年4月に策定された区の地域福祉計画に読み書き代行サービスが盛り込まれ、区内で既に実施しています。

一方、国レベルでは、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の育成、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに、平成25年4月に施行されました障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の一つとして代読や代筆が明記されました。今後、潜在的なニーズを含めて、読み書きが困難な方への支援の必要性は一層高まると考えられます。

そこで、北方町においては、プライバシーを確保できる専門の支援員の育成に取り組むなど、代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じて、いつでも受けられる仕組みづくりを推進する取り組みが必要であると思われませんが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（立川良一君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） 代読・代筆支援の充実についてお答えをいたします。

高齢者や障害者の方が読み書きに支障があり、日常生活において必要な情報のやりとりが困難な場合、生活に必要な私信の読み書きなどを安心して依頼できる人を育成するということは、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進につながり、大事なことであると考えております。

町では現在、介護保険のサービスで訪問介護を利用している方や障害福祉サービスの居宅介護を利用している方は、役場からの通知などが読めないといった困り事があれば、訪問しているヘルパーが代読や代筆をするといった支援も行っております。また、重度の視覚障害者は、障害者総合支援法の自立支援給付において、ガイドヘルパーなどによる同行支援サービスがあり、代読・代筆を含む外出支援のサービスも実施をしているところでございます。

さて、議員お尋ねの、専門の支援員の養成や仕組みづくりについてでございますが、先ほど述べたようなサービスも実施していることもございますので、そのような要望やニーズなどは今のところ町のほうでは聞いておりませんので、現在のところ実施の予定はございません。

町では、高齢者や障害者を地域で見守るまちづくりを推進しております。平成23年度に高齢者見守りボランティア北方を立ち上げ、ボランティアの育成及び支援を行っております。登録会員も平成26年度末で25名となっております。杉本議員におかれましても今回参加をしていただき、まことにありがとうございました。今後も、この方々にも代読・代筆支援について担ってもらうことを考えております。

また、本年度から地域生活支援事業として、聴覚に支障のある方に対し手話で対応できる方を

養成する事業として、手話ボランティア養成研修事業を実施しているところでございます。今後ともボランティア活動により、高齢者や障害者を地域で見守るまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 今答弁いただきました、現在北方町においては、国の介護給付サービスとしての重度視覚障害者の方が外出するときに同行援護としてしていただいているということを伺いまして、また、介護サービスにおいては、先ほどありましたヘルパーさんがおうちに来ていただいたときに、介護サービスに来ていただいたときにお願いしたいとか、そういうことでしてみえるということを伺いました。ありがとうございます。

また、直接ヘルパーさんとかそういうふうに接してみえる方はいいんですが、介護を受けてみえない高齢者とか、おひとり暮らしの方が見えますが、そういう方がやはり封書が何通も未開封で放置されていて、その中には税金や年金関係の手続が必要な書類があるということも多く聞くことがございますので、またそちらのほうの支援もよろしくをお願いいたします。

やはり読み書き支援は、決して視覚障害者だけの問題ではないと思います。元気な高齢者の問題でもあります。

東京都の品川区では、支え愛・ほっとステーションという取り組みで、ひとり暮らしの高齢者などを支援するために社会福祉協議会に委託して開始されており、買い物の付き添いや自宅の電球交換などのサービスのほか、代筆・代読も有料サービスとして行われております。また、北海道の函館市では地域活性化交付金を活用しまして、2011年度から視覚障害者や高齢者に対して、図書館で代筆・代読サービスを始めております。

しかし、市役所からの書類や、家族に見せたくない手紙などの読み書き支援はできないのが実情であると伺っております。個人情報にかかわる内容は、ボランティアではなくてプライバシーが確保される公的なサービスとして提供されることが望ましいのではないかと思います。北方町において、また読み書き支援のさらなる取り組みをよろしくお願い申し上げます。

以上で1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目に、キッズページの導入についてお伺いいたします。

インターネットは、今や家庭はもちろん社会にも普及し、気に入ったもの、興味のあるものをその場で検索して調べるのが一般的で主要な方法になりました。

ホームページを持っていれば、今までコンタクトをとることができなかった人から、直接問い合わせを受ける大きなチャンスがあります。ホームページが普及した現在は、どんなホームページを持っているかで信用力が左右されることも多くなりました。

北方町のホームページにおいては、昨年リニューアルされ、町民へのサービス、サポートを提供しやすく、わかりやすく、検索しやすい工夫が見られます。また、常に新しい情報の提供を発信することで、町内はもちろん、町外の方々の心をつかむための趣向を凝らした努力で、宣伝効果はイベントなどの集客力の増加にもつながっていると思われま

北方町は子供向けのイベントも多く、自然の中で家族連れで参加できる交流の場もあります。幅広い年代層が利用できるインターネット時代にあって、町のホームページも子供に向けて伝えることができるのではないのでしょうか。子供たちや先生、そして家族も一緒に調べて楽しめるもの、また、一人で悩んでいる子供たちがホームページを通して解決の糸口になれるよう、学び、遊び、相談にアクセスできるキッズページは、これから求められる一つであると考えます。

ホームページに導入されているキッズページには、市・県・国の役所や仕事を調べる、よくわかる市議会や市営バスの乗り方、また、子供ニュース、学べる・調べるところの紹介、学校のホームページ、役に立つホームページ、チャレンジクイズ、パズルなど。キッズ相談室では、子供相談やヤングテレホンの紹介、メールでの面談予約、情報提供、相談対応など、子供たちが検索したくなる内容が盛り込まれております。

北方町の城跡、史跡、文化財、自然の学びなど、子供たちにもっと知ってもらい、子供が子供へアピールすることで関心度を高める効果もあると思われまます。

本町のホームページに、子供たちに北方町の魅力を届けるキッズページの導入のお考えをお伺いいたします。

○議長（立川良一君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、キッズページの導入の質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、町のホームページに関しましては、当町では住民の皆様からの声やニーズの多様化に応えるため、より見やすく、わかりやすいデザインを目指して、昨年度内容を一新しています。その結果、新しいホームページでは、以前よりも便利で使いやすくなったとの声もいただいているところであります。

一方、最近では、学校でのパソコン設置やスマートフォンの普及など、小学生や中学生でも簡単にインターネットに接続できる環境が整ってきています。そのため、議員御指摘の子供向けキッズページの開設をしている国の機関や都道府県、市町村などもふえてきているように見受けられます。

今後は北方町でも、子供向け情報提供についても、より強化したいと考えております。例えば子供向けのイベント情報や、北方町がどんな町なのか、どんな文化、歴史があるのか、どんな公園、施設があるのかという情報を、子供の視点からわかりやすく楽しく学んでいただけるようなホームページを目指していきたいと思います。

今後、他市町村の先進的な事例も参考にし、より見やすく、より使いやすいキッズページの導入に向けて検討をしまいたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございます。

前向きな、開設に向けてしていただけるということでしたので、子供たちに多種多様な学び、遊び、相談のホームページを提供することでチャレンジ精神を養えるものになることと期待いた

しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） これで一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

第3日は、7日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさんでした。

散会 午前11時00分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年9月4日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員